

平成28年第9回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成28年9月26日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
委員出席状況	1	村田 憲一郎	出席	10	小林 輝男	出席
	2	加藤 和子	出席	11	中野 治雄	出席
	3	森谷 進	出席	12	金子 良雄	出席
	4	横手 澄男	出席	13	島村 実	欠席
	5	関根 一	出席	14	横手 稔	出席
	6	嶋村 征夫	出席	15	村田 肇	欠席
	7	嶋河 のり子	出席	16	長谷川 太一	出席
	8	天野 勇	出席	17	梅澤 三子	欠席
	9	島村 芳孝	出席			

議事関係出席者	
事務局	事務局長 国分 央 主任 横手 康雄 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事日程	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第3 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画(案)の決定について 日程第5 専決処分の報告について その他

会 議 状 況

議 長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、2 番、3 番をお願いいたします。</p>
議 長	<p>日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。1番・2番・3番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。</p>
委 員	はい。
議 長	事務局より1番から3番の朗読をお願いします。
事 務 局	〈議案朗読〉
議 長	事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	<p>現地は、高萩北中学校の西側に位置する土地であり、9月23日に現地を確認したところ、現況は、草が50cmから2m弱伸びている状況で保全管理している状況でした。</p> <p>譲渡人はそれぞれ建設業、会社員、パートをしている方です。譲受人は、平成22年に設立された農業生産法人（現：農地所有適確法人）であり、川越市、狭山市において、遊休農地などを借受け、主に小松菜、米、露地野菜などを栽培しています。</p> <p>今回の申請に当たり、川越市農業委員会と狭山市農業委員会へ農業経営状況を聴取しました。川越市では、所有地はなく14,037㎡を借り受け、耕作を行っています。現在、畑での作付け状況は、枝豆となっています。狭山市では、1,404㎡の畑を所有しており、作付け状況は、大豆となっています。なお、借用地はありません。申請の目的については、本社を川越に置き、地産地消を推進していることで、近隣市でも野菜等を栽培していきたいということから、農地を譲り受ける運びとなりました。法人の職員は3名ですが、パート作業員を20名から30名程度雇い経営を行っており、栽培した野菜は、スーパーなどへ出荷していると聞いております。</p>
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
議 長	<p>日程第3 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について審議</p>

<p>事務局 議長 10番</p>	<p>に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の10番より申請地の状況について説明をお願いします。 9月21日に現地を確認しました。場所は県道川越日高線の栗坪の信号を右折し、高麗神社方面に向かうと病院があり、その駐車場に隣接している三角地になります。高さ1m80cmほどのネットフェンスで囲われており、耕作した状況が見られました。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は、皮膚科と耳鼻科を経営していますが、来院する患者の駐車スペースが不足しており、病院前の道路に路上駐車もしている状況です。現在の状況では、道路上での事故が発生する恐れや近隣住民へ迷惑をかけてしまうことが考えられるため、近隣にて駐車場用地として使用できる土地を探していたところ、当該譲受人より土地を譲っていただけることとなり、今回の計画に至っております。申請地の農地区分は2種農地であり、計画性も妥当であると考えられることから許可相当と考えます。</p>
<p>議長 委員長 議長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p>
<p>委員長 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 12番</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の12番より申請地の状況について説明をお願いします。 9月21日に現地を確認しました。現地はコンクリートで囲ってあり、草が倒れている状況でした。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、飯能市に本社を置く、鳶土工を業とする者です。譲渡人は会社員です。 9月15日に譲渡人、譲受人と現地立会いを行い、現地の状況等を確認しました。申請地は、大河原氏の父親が昭和40年代から鯉を主とする養魚場として経営を行っていました。申請者の大河原氏が相続を受けましたが、養魚場の経営を行っていくことを断念し、その後、水を溜めるためのコンクリート枠や各設備がそのままとなっていました。 この度、畑にして耕作を行うため、各工作物を撤去し、整地するための改良を行う計画を立てました。コンクリート枠や各設備については、本来、農地に設置できるものではないため、是正の扱いとされることから、許可前に撤去を行うものです。その後、畑とするために土を入れ、整地するものであります。なお、作付の計画は、栗としています。改良を行う鳶奈良の改良実績ですが、過去に飯能</p>

<p>議 長 10 番 事 務 局 10 番</p>	<p>市内で2回ほど行っているとのこと。改良に使用する土は、宅地造成等から発生したものを使用する予定です。今回の計画で農地へ是正されること、計画内容も妥当であると考えられることから許可相当と考えます。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 どのぐらいの量の土が入る計画ですか。 1,560 m³です。 わかりました。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4 議案第30号 農用地利用集積計画（案）の決定について 日程第4 議案第30号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項」の規定による「農用地利用集積計画（案）」の決定についてを議題とします。</p>
<p>事 務 局 議 長 12 番</p>	<p>事務局より1番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の12番より申請地の状況について説明をお願いします。 9月21日に現地を確認しました。枝豆が作付されており、その周辺は雑草が繁茂していました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は平成24年に利用権設定をしており、継続して耕作を行っていくとのことで、更新の申出があり、今回で3回目の設定となります。 現地の作付け状況ですが、9月23日に現地確認したところ、枝豆が作付けされており、管理も適正に行われていました。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件は、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>日程第5 専決処分の報告について 日程第5専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印